

## 第2回淀川水系流域委員会準備会議 議事録

日 時：平成12年9月28日(木)

14:00～17:00

場 所：ホテルグランヴィア京都「源氏の間(西)」

三菱総合研究所（以下、三菱総研） 恩地

これより第2回淀川水系流域委員会準備会議を開催いたします。

司会進行、及び資料説明は、準備会議の庶務を担当しております三菱総合研究所の恩地が前回に引き続き、担当させていただきます。議事次第に従って進行させていただきますが、途中、一回休憩を入れさせていただきますと思います。審議の途中になるとと思いますので、議長の指示に従って頂ければと思います。

第2回準備会議の審議内容については、議事録を作成し、公開する予定ですので、マイクに声が入るようにご発言くださいますよう、よろしくお願いいたします。また、会議終了の30分後に記者説明を行います。一般の方の傍聴も可能になっていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従い、前回会議での議論について簡単に説明させていただきます。

お手持ちの資料 - 1、「第1回淀川水系流域委員会準備会議 審議骨子」をご覧ください。

[省略：資料 - 1 説明]

本日はこの第1回の審議に基づき、意見交換の場を設けさせていただきました。また、本日の参考資料 - 4に示しておりますが、一般からのご意見の募集や、ホームページ、ニュースレターの作成・配布等も、この審議骨子に基づいてさせて頂いております。後程、ご説明させていただきます。

それでは、ただ今より、第2回準備会議の審議に入りたいと思います。芦田議長、よろしくお願いいたします。

芦田議長

議長の芦田です。本日はご多忙のところ、委員会にご出席頂き、ありがとうございます。また、多数傍聴頂きまして、どうもご苦労さまでございます。

本日は、部会の構成について、どういう方法でメンバーを選んでいくかについての枠組みを決め、それに基づいて、次回会議で具体的な名前を決めたいと思っています。

また、住民意見の聴取方法について、今回さらに突っ込んで議論を進めたいと思っています。

最初に庶務と河川管理者から資料説明をして頂き、それに基づいて15時30分頃まで委員で議論いたします。その後、若干休憩をとり、会場の皆様から1時間程度ご意見をお伺いした後、それらを総合して本日の審議の取りまとめを行いたいと思っています。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

三菱総研 恩地

それでは、庶務の方より資料説明をさせていただきます。

[省略：資料 - 2 説明]

[省略：資料 - 3 説明]

[省略：参考資料 - 1 説明]

[省略：参考資料 - 2 説明]

参考資料 - 3 については、河川管理者の方からご説明をお願いしてよろしいでしょうか。

芦田議長

はい、よろしくをお願いします。

河川管理者（近畿地方建設局） 水野

参考資料 - 3 については、河川管理者の方から説明させて頂きたいと思います。

[省略：参考資料 - 3 説明]

資料はありませんが、追加説明させて頂きたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

芦田議長

はい、よろしくをお願いします。

河川管理者 水野

流域委員会で議論する期間についての説明がありましたので、河川管理者が淀川水系河川整備計画で、その位置付けを明確にさせておきたい事業を整理させて頂きました。

河川法において、河川整備基本方針、河川整備計画を策定することが定められ、策定されるまでの間は、既に策定されている工事实施基本計画を河川整備基本方針・河川整備計画とみなすことになっていますので、河川整備基本方針、河川整備計画がなくても、新たな事業に着手することは法的には可能だと思います。

しかし、河川管理者の判断で、河川整備計画に位置付けられるまでは、新たな事業段階に着手するのはやめようと考えています。そこで、淀川水系河川整備計画で、その位置付けを明確にさせておきたい事業を整理させて頂きました。

まず、最初に紹介する事業が余野川ダムで、猪名川総合開発事業に位置付けられています。貯水池周辺に大阪府が「水と緑の健康都市」を整備しており、平成 15 年に一部、まち開きの予定です。また、余野川ダムにおいて、水道用水を確保することとなっており、一部、「水と緑の健康都市」に水を供給するというので、15 年のまち開きに合わせて水を供給することが相手方から求められています。現状は、補償工事が終わりダムに水を貯めるための他河川からバイパスの導水路等の工事を行っている最中です。これら様々な諸事業から 14 年度位から本体工事に入れればと思っており、あと 1 年くらいで河川整備計画ができ、その位置付が明確になればというのが希望です。

大戸川、宇治川関係では、治水関係で大戸川ダムがあります。現在、付け替えの道路工事を行っており、ここ数年で新たな展開に入ることにはなっていません。天ヶ瀬ダムの再開発についても大戸川ダムと同様です。

高時川、姉川の治水対策、水道用水等の供給、及び異常渇水時の緊急水補給のために行っている丹生ダムについては、現在、用地買収が終わり、工事用道路の建設が進捗中で、進捗率は 2 割程度です。これも、事業者の立場で申しますと、現在の進捗状況を維持すると数年後には本体の工事に着手する時期を向かえると思っていますが、河川整備計画に位置付けられるまでは本体工事は着手しないことにしています。

次に、大津市内 8 河川の治水対策のため、大津放水路の事業を行っています。現在、全体の約半分の 2.5 キロを第一期工事として行っており、65% くらいの進捗率です。第一期工事の一部通水は平成 15 年度と考えています。第二期工事は、順調にいくと平成 16 年からですが、これについても、河川整備計画に位置付けられてから着手しようと考えています。

次に、下流域の治水対策ということで、瀬田川の下流、宇治川塔の島地区の掘削という大きな問題があります。下流が洪水時に琵琶湖の水を貯めておき、洪水がなくなった後、琵琶湖から下流に素早く水を流すため、流下能力を高める必要があります。その流下能力を高めるために、宇治の平等院のあたりが問題になっています。いかに景観や環境に配慮した工法で工事を行うかが問題で、現在、工法を検討しています。

最後にもうひとつ、淀川の最下流部の治水安全度を上げるため、鉄道、道路橋梁が堤防高より低い箇所においては、高潮や洪水時には道路、鉄道を通行止めにし、陸閘という 2 m から 4 m くらいの扉をつけることになっています。それを解消するための事業のひとつとして、阪神西大阪線の架け替え事業を考えています。平成 12 年度、平成 13 年度で設計を行い、平成 14 年度から施工に入りたいと考えていますが、阪神西大阪線の架け替えについても、河川整備計画に位置付けられてから施工に移りたいと思っています。

包括しますと、河川管理者としては、余野川ダムにしろ、阪神西大阪線にしろ、平成 14 年度からは新たな段階を向かえると思っていますが、ご紹介した全ての事業について、河川整備計画に位置付けられた上で、新たな段階に入りたいと考えています。審議時期については、このことをご配

慮して頂ければと思っています。

三菱総研 恩地

引き続き、参考資料 - 4 を簡単に説明させていただきます。

[省略：参考資料 - 4 説明]

芦田議長

皆様から色々なご意見を頂いており、十分これを反映するようにはしなければいけないと思っています。委員の方々、先程の説明に対し、質問もございませうが、審議の過程で触れて頂くとして、進めて行きたいと思います。

では、部会構成と委員メンバーの選定について議論したいと思います。先ず、流域委員会の人数、構成についてご意見をお伺いしたいと思います。

人数はどうでしょうか。あまり多いと議論にならないのではないかとということで、15~20人くらいがよいとの意見がございませうが、よろしいでしょうか。

寺田委員

流域委員会の議論の前に、検討して頂きたいのですが、本日の参考資料に多摩川流域委員会のことが紹介されています。これを拝見して参考になったのは、多摩川は流域委員会とは別個に、流域懇談会をつくっています。

これは今までにない手法だと思います。愛知万博検討会議は非常に評価されていますが、NGOの意見はかなり分かれており、批判的な意見もあります。愛知万博検討会議に選ばれたNGOは、かなり大きな団体の代表が選ばれたということです。結局、このような選び方では、たくさんの住民団体がある中、選ばれなかった小さな団体の意見反映ができず、このような面をどうしたらよいかという課題が残りました。

しかし、多摩川流域委員会は懇談会というのが別個にあり、懇談会の中には市民フォーラム（市民部会）をつくることになっている。これは、登録さえすれば、住民団体は市民部会に入り、そこで色々議論したことを、市民部会の代表者が流域委員会で色々発言できるシステムになっているようです。これは、なかなかよいアイデアだと思います、私は注目しています。

これは後で議論する流域委員会の構成の問題ですから、直ちに多摩川の方がよいとは言えません。しかし、委員会を組織すると、その委員会の委員を通じ、色々な意見を反映させたいと思っている方がいることを考えておかねばなりません。委員が住民団体の代表者であれば、その住民団体に所属している方の意見は反映されやすいと思いますが、所属団体以外の方は難しいと思います。

住民団体等に入っていない方について、流域委員会とは別個に、公聴会や意見書提出等の本来的な住民参加手続きで意見を述べるという方法はもちろんありますが、流域委員会の中で何か取り組むということができないでしょうか。

芦田議長

多摩川の懇談会の例ですが、聞くところによると、流域委員会に意見を出す際、非常に難しい問題が出ているようで、スムーズに動いているとは必ずしも言えないようです。

今、おっしゃられたことは非常に大切で、この淀川水系流域委員会では、部会の中に住民団体や地域の人を入れ、懇談会的な部会として、その中で議論してもよいのではないかという気がします。人数はそうたくさんにはできませんが、その部会の中に専門家も入り、議論されたものを十分検討し、意思決定していくとすれば、今おっしゃられたことが可能ではないかと思います。

人数を絞ると、全体の意見を上手く反映するのが難しくなります。また、インターネットで情報を公開してアクセスしてもらおうということもありますが、必ずしも意見が十分に反映できないと思いますので、15～20人くらいの流域委員会の全体委員会委員の他に、部会、あるいは懇談会的なものをつくった方がよいのではないかと思います。

寺田委員

そうですね。各部会での検討過程で、テーマ毎に所属委員以外の方の色々な意見を聴ける機会をつくることで、カバーできるかもしれませんね。

芦田議長

地域に即した方々から具体的な意見を各部会でも出してもらい、その部会の中で審議・決定することは非常に難しいので、部会で話し合われた内容を流域委員会の全体委員会にあげてもらい、そこで意思決定するという形にしたらどうでしょうか。

川那部委員

それは難しいと思います。部会をどう作るかにも関連しますが、NGOも含め、その地域に住んでいる人々も確かに大切ですが、やはり、流域の全体からの視点が必要です。多くの部会に分かれる場合には、むしろ部会を越え、全体としてどうするかという議論がどうしても必要となることがあるので、必ずしも部会で上手くいくかどうかわかりません。今の段階では、懇談会をつくることあり得るというくらいにして、先に、委員会そのものについて議論した方がよいと思います。

芦田議長

住民意見の聴き方を上手くするという中で議論するということですね。

川那部委員

部会で上手くいくか、ちょっと確信はないものですから。

米山委員

部会のメンバーと、全体委員会のメンバーは重なるという形式もあると思いますが、全部を重ねると、全体委員会はものすごい数になりますので、一部のメンバーでよいと思います。

芦田議長

全体委員会の方は15人なら15人に決めておくということですね。

米山委員

その中に部会の代表が入るということではどうでしょうか。

川那部委員

全体委員会のメンバーに、部会とのパイプ役になってもらうということですね。

芦田議長

その他、地域住民や、特にその地域の生態系に詳しい方等、色々な方がおられますから、そういう方に部会に入ってもらおうということではどうでしょうか。

そうしますと、全体委員会の構成を議論して頂けたらと思いますが、どうでしょうか。

米山委員

あまり多過ぎると意味がないと思います。「船頭多くて船山に登る」ということになりますから。参考資料 - 1の3ページ、愛知万博検討会議の場合でも委員は28人ですね。これでもちょっと多過ぎるのではないかという感じがするくらいです。

芦田議長

私は15人くらいがよいと思います。最大でも20人くらいでしょう。

米山委員

15人で、そのうち、仮に、5人が部会を背負った代表だと、部会が5つということになるわけですね。

芦田議長

部会のどのような人が代表になるのかはわかりません。また、全体委員会の委員が選ばれれば、その人は部会を兼ねます。もし、全体委員会の委員でない人が部会長になれば、その人は全体委員会に入ってもらおうということで、先ず、全体委員会は15人~20人くらいということによろしいでしょうか。

[各委員承諾]

次に、委員選出の際、どのような分野から選んだらよいか、私がたたき台として書いたものが資料-2の4ページに掲載されています。この中に地域代表のような方、NPOのメンバー等が入っておられればよいと思います。しかし、各地域の代表となると大変な人数になりますので、それはちょっと無理だと思います。

川那部委員

各地域の代表というのは、あまり意味がないと思います。

芦田議長

色々な分野の人が代表となってもらうにしても、各委員の専門分野以外の分野についても、よく知ってもらわないと困ります。

川那部委員

資料-2の4ページに、「構成メンバーの想定」という表現がありますが、全体委員会の構成メンバーとして、全部想定する必要があると思います。具体的にメンバーをどう選出するかについては、ここに示している想定をある程度考慮し、選ぶという方法しかないと思います。

そう考えると、例えば、「メンバー選出の際に考慮する専門分野」について、ある専門分野のメンバーは、「構成メンバーの想定」のどの分類に入るかということを見ると、当てはまらないものもありますので、「構成メンバーの想定」には、「その他」の項目も必要だと思います。「その他」のような、「構成メンバーの想定」のカテゴリーに入らない方も想定するとしておいた方がよいと思います。



芦田議長

資料 - 2、4 ページ「メンバー選出の際に考慮する専門分野」から 1 人ずつ選出すると、17 人になりますね。17 人に準備会議の委員のメンバーが入るとすると、20 人程度になります。

「メンバー選出の際に考慮する専門分野」で示している、それぞれの分野に詳しい人で、更に他の分野にも詳しい人を次回までに、委員 4 人がそれぞれ選んでおき、その具体的な名前を出し合うようにする。

そうすると、住民団体や地域の住民が入らなくなります。そこで、部会の中にそのような方に多く入ってもらい、全体委員会のメンバーと部会で一緒に議論したらよいのではないかと思います。

寺田委員

これは基本的な部分だと思います。確かに、今回の流域委員会は改正河川法で学識経験者の意見を聴くという規定に基づき、この委員会を構成しようというのですから、第一義的には、学識経験というか、色々な専門的な角度からの意見を聴くというのが主眼であると思います。しかし、それだけではなく、広く住民の意見も流域委員会の中で反映させるということであれば違ってきます。

例えば、先程の愛知万博検討会議では、最初から分野別の割合で人数を決めています。地元関係者 9 人、自然保護団体 9 人と、委員長を除き 3 分の 1 を自然保護団体に割り当てています。自然保護団体の 3 団体に推薦依頼し、3 団体が推薦した中から委員を選んだ。つまり、推薦を自然保護団体に任せてしまったということですね。

推薦の仕方は別として、住民意見の反映を重視しようというのであれば、少なくとも住民団体や NGO 組織からの委員枠を、一定数確保することが必要です。議長がおっしゃられるように、専門性という点が出てきますと、なかなか住民代表は委員に入れられないと思います。

芦田議長

住民代表を入れる必要はあると思いますが、各地域の代表を入れると大変な数になります。そこで、部会にたくさん入ってもらい、さらに、全体委員会でも住民代表の枠を設ける必要があると思います。

川那部委員

専門分野を 17 の分野に分けていますが、学問分野としてはなかなか上手く分類されているというのは確かだと思います。ただ、「治山、砂防」の専門家が全くいないのでは困ります。例えば、「治山、砂防」「洪水」の専門家を選ぶとしたら、どうしても 2 人必要であると決めなくてもよいのではないかと思います。また、「生態系」「動物」「植物」「水環境」について言えば、例えば「動物」「植物」の専門家を仮に選ぶとすれば、「生態系」は要らないということがあり得てもよいのでは

ないかと思えます。

17人の人選について、どのような人がよいのかを考える根拠として、議長のお出しになった案は非常によいと思えます。例えば、「法律」「経済」も1人でよいのではないか、というようなことも含め、この他に、色々な住民を選出するという方法がやり易いと思えます。

芦田議長

そうすると、この17の分類をできるだけ整理し、さらに住民代表を追加するということですね。

寺田委員

住民代表の方も、かなりの経験・蓄積をお持ちで、一定の専門性を持っている方は多くおられます。ただ、その選出母体という意味で、「構成メンバーの想定」に出ていますが、ある程度人数は確保しないといけないと思えます。

芦田議長

そうですね。専門分野の17番目の「地域、まちづくり」というのは、地域住民代表というつもりで書いたのですが、この分野は1人ではなく、2、3人でもよいと思えます。議論のあった住民代表やNPOの代表の方を、この分野に入れましょう。

米山委員

最大20人と仮定し、17~20人目には「地域、まちづくり」の枠があると考えておき、後は川那部委員がおっしゃったように、「動物」「植物」「生態系」から1人というように、融通がきくような形で選出すればよいですね。

芦田議長

「地域、まちづくり」を、「自然保護」や「まちづくり」に分類してもよいと思えます。

米山委員

住民代表というだけではなく、「まちづくり」には行政の問題もからんできます。

川那部委員

話が反れますが、例えば、資料-2、4ページ「住民団体または住民をメンバーとする場合」のところで、「選出方法、時期」があります。仮に、指名・公募を併用するとすれば、ひょっとしたら公募の中に、私は法律の専門家だとか、水資源、水循環の専門家であるという立候補者がいても、

極端に言うとは構わないのではないかと思います。委員選出する時点で考えてもよい気がします。

芦田議長

公募の枠を決めておきましょうか。

寺田委員

公募の枠もやはり決めた方がいいと思います。

芦田議長

では、17の分野を多少減らし気味に整理し、13くらいにしましょうか。複数の分野を委員が兼務すればよいのですから、整理はまた後で考えましょう。専門分野からの委員選出に加え、住民代表を公募する。それでも、4人くらいの枠しか取れないですか。

米山委員

結果として、全体で17人になるということですね。

芦田議長

最終的な結論は、後で会場の皆様の意見を聞いた上で決めるとして、委員の意見として、仮にこのように決めておきます。

全体委員会の人数と、構成についてはこれでよろしいでしょうか。

川那部委員

資料 - 2、2ページの「位置付け」については、部会があくまで部会ということにした方がよいと思います。部会で決めたものを、全体委員会でただ承認するというのではなく、部会は部会で責任を持つという形の方がよいと思います。そう意味で、「案1 部会は作業部会的な位置付けで決定権は持たない。全体委員会で全体の議論、審議を行い、決定する」とした方がよいと思います。

芦田議長

もっともこの場合でも、部会の意見は非常に重視されることになります。

川那部委員

当然、そうですね。

芦田議長

全体委員会の「位置付け」「規模」「構成」についてはよろしいですね。

次に、部会の構成について審議したいと思います。先程の参考資料 - 3の説明にもありましたように、建設省は洪水管理の区分を、「琵琶湖流域とその下流」「猪名川流域」「淀川・木津川流域」と3つに分けています。渇水の問題では、猪名川流域が独立しているという感じですね。また、工事の中心となる事務所は「琵琶湖」「木津川上流」「淀川」「猪名川」と4つあります。

このような区分で部会を開くのであれば、やり易いことはやり易いと思います。その点について、建設省はどうお考えですか。

河川管理者 坪香

近畿地方建設局、河川部長の坪香です。

色々な分野の分け方がありますので、基本的には、河川整備計画をつくるときの趣旨が反映される形で部会を構成して頂ければと思います。事務所は議長が言われたように4つに分かれています。実際に計画をつくる時には、色々な意見が反映できるような形で考えて頂ければと思います。

芦田議長

あまり細かくたくさん分けても困ると思います。「琵琶湖」と「淀川本川と木津川を一緒にしたもの」と「猪名川」の3つくらいですかね。

また、ダム計画等色々ありますし、事務所も独立してありますから、その地域毎に委員を入れるとなると、ある程度区分しておいた方がよいですね。

部会の人数もきちんと決めてしまうのではなく、地域住民に対しては公募するという格好がよいかもしれませんね。全体委員会のメンバーの何人かは、部会に入ることにして、両方兼ねてもらおうということにしておく。

寺田委員

全体委員会の委員は、全員がどこかの部会に入らないとおかしいのではないのでしょうか。そうしないと、部会の意味がないと思います。

部会というのは、あくまでもきめ細かな議論をしようということですから、本来的にはきめ細かい議論をして問題を整理し、それを全体委員会に披露して全体の意見として決定するというものであり、部会自体は全体委員会の委員以外の方も入ってもよいと思います。少し膨らませたらよいと思います。

先程の話に戻りますが、15~20人で全体委員会を構成するならば、もし、4部会をつくれれば5人ずつくらいになります。その5人ずつは、必ず全体委員会の委員が各部会に入り、各部会は5人の

全体委員会の委員以外にも、その部会の問題毎で人数を適宜広げ構成する。そうすることによって幅広い議論もきめ細かな議論もできると思います。

部会での問題点を整理し、全体委員会で問題点を報告し、また、他の部会の意見も踏まえ、全体の意見を議論して、最終的な決定をしないと、全体委員会の委員で部会に所属しない委員は全体委員会にしか出ないわけですから、きめ細かい議論に参加できなくなります。これではちょっとよくないのではないかと思います。

川那部委員

それは非常に大事ですが、部会で出てきた議論で、部会間で意見がかなり違うという場合、その事柄について、一番詳しく知っている者の意見を聴き入れるということが一般的にあるのではないのでしょうか。その場合、ごく少数、あるいは1人が、どこの部会にも加わっていないという場合もあり得るのではないかと思います。それがよいことであるとは思っていませんが。

芦田議長

部会が完全に全体委員会に所属した一体となったものとするか、あるいは、先程おっしゃられた部会を懇談会的な要素を持ったものとするかにもよりますが、私は、部会はある程度懇談会的な要素も持っているのではないかと思います。そうすると、必ずしも全体委員会の全委員が部会に所属しなくても、その部会の情報は全部全体委員会に入ってくると思います。

部会と全体委員会の両方に出ないといけないとなると大変です。

寺田委員

両方に出るのは大変ですね。私は法律家なので、ちょっと頭が固いのかもかもしれません。

芦田議長

きちんとした組織としては、寺田委員がおっしゃられる通りだと思います。

寺田委員

法律に基づく正式な委員会とは、やはりこの全体委員会ですよ。ただ、全体委員会をそう頻繁にできない、きめ細かく開催しようと思ったら随分時間がかかりますから、それを合理的にやるために、例えば地域別、もしくはテーマ別に部会を構成し、そこできめ細かい議論をするということも考えられます。

芦田議長

全体委員会も部会も、開催の頻度は同じくらいだと考えていたのですが、全体委員会は部会で決めたものをそのまま承認するのではなく、全体委員会が積極的に議論するということです。そう考えると、部会と全体委員会の両方に所属するパイプ役の委員がいないと困ります。しかし、全員が入ってなくてもよいと思います。

部会の議論に基づき全体委員会は業務を行うが、殆ど承認的なものになるとか、また、全体委員会は頻度が非常に少なく実質的な議論ができないということではなく、実質的な議論ができるような委員会であるべきではないかと思います。

米山委員

単位を「琵琶湖」「淀川本流」「猪名川」と地域的に分けると、どうしても相互間でクラッシュが起こる可能性が想定できます。上流へ行くと、下流が勝手なことを言っているとか、地域部会ですから地域エゴがどうしても出てくるという心配はあります。だから、それを全体委員会が調整しないといけないと思います。

ですから、どの部会にも所属しないニュートラルな人、それは議長一人でもよいのですが、そういう方が最低一人はいるといけないと思います。

芦田議長

全体委員会の委員はできるだけ部会に入ってもらえばよいのですが、全部入る必要はないということはどうでしょうか。

寺田委員

全体委員会を充実させないといけないと思っています。これが正式な委員会なので、そこで十分な議論をしなくてはならない。

委員の方が責任感を持って議論してもらわないといけませんから、なるべく部会の議論にも参加した方がよいという意味で申し上げました。必ず部会に入らないといけないとは私も思いません。

芦田議長

できるだけ部会にも入ってもらうようにする、全員が入らなくてもよいということではよいでしょう。

米山委員

地域単位の部会にしたら、例えば、水資源あるいは農業関係について3部会合同の議論等、別の

切り口も時々は考えないといけないと思います。そういうことも全体委員会で考え、臨時に部会を再編成するというか、臨時部会があってもよいのではないかと思います。

芦田議長

部会メンバーの選び方も、先程の全体委員会に準じ、分野毎にメンバーを選び、そのメンバーが全体委員会のメンバーを兼ねる場合が多いと思いますが、それに加え、地域の方を公募することにしてはいかがでしょうか。

次に住民意見の聴取の方法についての議論をしたいと思います。

資料 - 3、「1. 情報公開の方法について」ですが、部会の公開については部会で決めてもらう必要があります。これと「2. 住民からの意見聴取方法について」をあわせ、ご意見ございますでしょうか。

川那部委員

住民からの意見聴取については、大変だということを十分に知った上で、住民からの意見聴取はかなり努力する必要があると思います。待っているだけではだめなような気がします。

アンケートという方法がよいかどうかわかりませんが、アンケートをすることが常によいとは思いませんし、いい加減なアンケートならしない方がよいと思います。

芦田議長

このあたりは、傍聴しておられる方から意見もあると思いますので、後ほどお聞きしましょう。

川那部委員

インフォーマルな形も含め、住民の生の声を拾う方法がないといけないと思います。もっと極端に言うと、普段はあまりお話しにならないような方からも、無理を承知でお聞きしたいという感じがします。

寺田委員

資料 - 3「2. 住民からの意見聴取方法について」には、「意見書提出」が漏れていますが、考えられる方法を挙げてもらっています。これらの方法は、フォーマルな形では想定できます。川那部委員がおっしゃられたように、時期やテーマ等、住民からの意見を聴く内容によっても、どういった方法がよいか、柔軟に考えるとよいと思いますし、また、ここに挙がっているもの以外でも、何か新しいアイデアがあれば実行すればよいと思います。

芦田議長

「積極的に聴く」という方針を立てるということですね。

寺田委員

そうです。原則だけを決めておけばよいと思います。

川那部委員

全ての項目について、「否」ではないという感じですね。具体的には大変だろうけど、「否」ではありませんね。

芦田議長

それこそ、現地へ飛び込んでいって、色々な人にインフォーマルに意見を聴くというのができればよいのですが、それは大変ですね。

米山委員

むしろボランティア、NPO等にお手伝いしてもらったらどうでしょうか。

芦田議長

そういう方に委員に入ってもらえればできると思いますね。

米山委員

話が飛びますが、委員会の期間を限定しておいたほうがよいのではないのでしょうか。

芦田議長

ある程度限定しておかないと困るでしょうね。限定しても、その通り行くかどうか。目安ですね、資料 - 2、3 ページ「1 - 2 委員会の開催期間、頻度について」で、1 年半という選択肢が適当ではないのでしょうか。2 番目の目安としては、先程、河川管理者の方から希望もありましたので、1 年くらいですか。

河川管理者 水野

河川管理者の希望としましては、1 年か 1 年半くらいを目途にして頂ければと思います。



芦田議長

あまり長くてもどうかと思いますが、1年というのは、厳しいかもしれませんね。1年半としたらどうでしょうか。

開催頻度については、何回もやるのは大変ですね。しかし、やってみないとわからないところがあります。皆さんいかがでしょうか。

川那部委員

仮に1年半だとすると、年に4回といたら、1年半だったら6回ということですね。それくらいは要るのではないのでしょうか。開催回数が多いと労力を使いますが。

芦田議長

それでは年4回くらいがよいのではないのでしょうか。

川那部委員

委員会の期間限定について、おおむねの目安を決めておいて1年半というのは大変よいのですが、あえて言うと、委員会そのものは1年半なら1年半である区切りをつけなければいけないと思います。無限定ではだめだと思いますが、考え方として、委員会の開催期間が終わると、また次の委員会ができあがる、そして、またその次の委員会ができあがるというように考えてはどうでしょうか。

淀川水系流域委員会は1年半で全てが終わらないという気はしますが、委員会は次々と継続していくものであり、1年半なら1年半で完全に消滅してしまうのはいけないと思います。

次々と新しい問題も出てくることになるでしょうし、そのようなことも考えておいた方がよいと思います。

芦田議長

開催期間を1年半として、年4～5回程度開催するということによろしいでしょうか。部会についてはどうでしょうか。

川那部委員

年12回は大変ですね。でも、きめ細かくやるというと、年4回以上は要るかもしれませんね。

芦田議長

年6回程度にするというのはどうでしょうか。やってみないとわからない部分もありますが。

米山委員

全体委員会と併せると年 10 回になります。

川那部委員

これでは、委員を引き受け手が誰もいなくなるかもしれませんね。

寺田委員

ただ、従来の経験からすると、これまでの委員会というのは非常に回数が少なく、事務局が作成したものを追認する形式が圧倒的に多いですよね。それでは何のための委員会かわからない。それを打破しようということですから、議長が言われたように、やってみないとわからない部分もあり難しいですが、委員の負担は多くても、かなり頻繁にやらないといけないということを覚悟して委員になってもらう必要があります。

川那部委員

寺田委員がおっしゃられた、事務局が作成したものを追認するという現状を打破することは大事です。

寺田委員

追認する方が楽だから、だんだんそういう方向に流れるということもあります。しかし、自分たちが選ばれた以上は責任を持って、苦勞してやっていくという覚悟はしなければなりません。

芦田議長

それでは、最終的な決定はこの後、会場からご意見を頂いて決定するということにして、委員の間での議論は大体終わりましたね。

それではここで、10 分程休憩をとり、その後、会場からご意見をお伺いすることにします。

三菱総研 恩地

ありがとうございました。それでは次の開始は 15 時 40 分からとさせていただきます。15 時 40 分になりましたら着席をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

[休憩 : 15:30 ~ 15:40]

芦田議長

それではこれから、フロアの皆様から、準備会議へのご意見をお伺いしたいと思います。

予め、色々のご意見をお寄せ頂いている方もありますが、それ以外にも、委員会の構成、メンバーの選び方や意見の聴き方、その他、関係するご意見等、何でも結構です。気楽にご発言をお願いしたいと思います。

傍聴者（川とまちのフォーラム・京都 塚本）

川のことでは、色々全国の方や行政の方とも話し合いながらやってきています。

今の状況は、この30～40年の結果、色々な意味で不合理さを生み、壁にぶつかっており、経済も教育も全ての面で変動期だという認識をしています。ですから、委員会の開催期間の1年半という期間も確かに準備会議としては大事でしょうが、川那部委員がおっしゃられたように、長期的視点で見るとということも非常に大事だと思います。

ものごとの実態に取り組んでいくと必ず、どこから取りくんでも、また、ローカルにもグローバルでも、同じテーマが出てきます。ですから、そのつながり方をどの部会であろうと、どういうテーマであろうと、知ることが大事だと思います。各分野の方々、学者、研究者、行政の方にしろ、その実態に対して少しでも共通の認識を持ち、そして、どうしていったらよいかということを出していく。そうすると、テーマはどんどん変化しますし、取り組み方も変わっていくと思います。

例えば、都市河川は非常に窮屈です。色々なものが含まれ、都市河川の今の状況になったわけです。地域であろうと全体であろうと、例えば道路行政や住宅行政が間接的にも直接的にもある意味、入ってきてくれないと、ものごとが進まないという状況も、近い将来にはあると思います。

芦田議長

どうもありがとうございました。

変革期なので、長期的なスパンで考える必要がある。1年半で一応、整備計画を決めても、またその後、状況が変わっていくかもしれないから何らかのフォローアップが必要ではないか。場合によっては、時間が経つと、フォローアップのために整備計画の見直し、作り直しということに繋がるかもわからないし、そういう視点も入れてはどうかというご意見でした。

また、都市河川の抱えている色々な問題があり、そういうことも十分に考える必要があるといったご意見でした。どうもありがとうございました。

傍聴者（びわ湖自然環境ネットワーク 寺川）

滋賀県では大戸川ダムや丹生ダム、大津放水路という大きな計画が進んでいますが、このような事業は、淀川水系流域委員会で見直し、中止するということもあり得ると理解してよいのでしょうか。

か。我々滋賀県のNGOとしてはダムをこれ以上つくって欲しくないと主張していますが、見直しも含め、それがあり得るといえるのであれば、淀川水系流域委員会の意味があると思います。しかし、既に決まっています事業として行うものは行うというスタンスでは、流域委員会を発足させる意味がないのではないかと感じながら聞いていました。

芦田議長

この会議は流域委員会の準備会議なので、ここでは流域委員会の構成等について議論しているわけで、今、おっしゃられたことについては、直接お答えできませんが、既に決まったことについて全部行うというスタンスではないと思います。

河川管理者 水野

河川管理者の方から説明させていただきます。

我々としては、今後20～30年間でやらなければならない事業を位置付ける河川整備計画の原案を作成し、淀川水系流域委員会の委員にご意見を頂き、最終的に河川整備計画を策定するものと思っています。ですから、原案は我々が作成し、委員のご意見を聴いた上で最終的に決定いたしますが、淀川水系流域の河川整備計画で位置付けられなければ事業は行わないと考えています。

従って、現在続いている事業については、計画ができ上がるまで何もしないというわけにはいきませんので、事業を続けますが、新たな段階には入りません。例えば丹生ダムですと、現在進行中の付け替え道路の工事は続けますが、本体をつくる等の新たな事業展開になる部分については、河川整備計画で位置付けられなければ行いません。河川整備計画を策定した段階で、丹生ダムがその中に位置付けられていなければ、事業は実施しないことになると考えています。

傍聴者（びわ湖自然環境ネットワーク 寺川）

河川整備計画に位置付けられなければ、今後、中止もあり得ると理解してよいわけですね。その事業については、現在進行中の道路はつくっても、ダムはつくらないということもあり得るといえるわけですね。

傍聴者（淀川ネイチャークラブ 小竹）

私は、大正13年、淀川河口の十三で生まれました。

建設省が長年にわたり治水工事をし、水害を防いで頂いたことに対しては、この席をかりて改めて厚く御礼申し上げます。

淀川ネイチャークラブは、毎月第4日曜日に生態系の観察をしています。日本にいる556種類の鳥のうち、年間、121種類が淀川に來ています。

また、私は地元地域で開業医を営んでおり、JR西日本鉄道嘱託医、中学校の校医もしていますので、患者さんを通して色々なことを教わります。

教育に淀川水系の琵琶湖を反映させるという目的で、JR西日本にお願いして特別列車を走らせてもらい、お年寄りや中学生、高校生を乗せ、琵琶湖を周遊し、湖岸の清掃をしたりして、私達がお世話になっている琵琶湖の水を再認識してもらおうというような活動を、これまで4回行っていきます。

私は、殆ど毎朝5時過ぎに淀川に行き、淀川の観察を行っています。台風が来た後、増水して鳥の巣が上流から流れてきたり、ドラム缶が流れてきたりしますが、それでも10年前と比較すると、非常に水がきれいになり、アユの遡上等も確認しています。

先日も朝日テレビの取材に協力し、淀川の阪急電車の鉄橋下で大きなウナギが捕れ、ヤマトシジミも食べられる状況を放映しました。

区域別という考え方をすると、河口から長柄の堰堤のところまでは真水と塩水が交わる汽水域です。そこは、上流から放流される水量によって、塩水と真水の境界線が変動し、魚類も生息に苦労しながら頑張ってくれている大切な区域であるわけです。

もし、汽水域の特定地域公園というようなものを制定して頂けたら、モーターボートやウォーターバイク等とすみわけて監督することもできます。

また、絶えず淀川には野鳥が来ておりますので、それも考慮して、淀川花火大会は8月3日に限定してもらっています。

都会の摩天楼を前に、このような自然観察のできる場所は、淀川水系の中でも、全国的にもないと思います。春、夏、秋、冬、毎日景色が変わりますし、野鳥もハヤブサを頂点に生態系ピラミッドが構成されるという貴重なところですよ。

建設省にもお願いしていますが、河川敷において、運動施設として整備する部分と、自然観察をする場所、それぞれすみわけ、お互いに協調し合い、じっくりそれぞれの意見を聴くべきだと思います。

20年、30年先のことを考えながら、次世代の子供に、歴史を教え、環境を教え、どう育てるのが問題であり、上下水道を含めてまちを下から黙々と支えてくださっている方々への感謝を込めて述べさせて頂きました。

芦田議長

ありがとうございました。汽水域は、自然生態系から見ても非常に豊かなところだし、また災害面から見ても高潮や津波等非常に危険も伴うところで、川づくりを総合的に考えないといけないということで、是非、その経験を流域委員会に活かして頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

河川管理者 水野

先程、丹生ダムについて説明しましたが、少し補足させていただきます。

例えば、丹生ダムを事業として行うか行わないかは、河川整備計画に位置付けられるかどうかによると申し上げました。ただ、丹生ダムについては、事業を実施する場所が琵琶湖に流入する姉川の支川の高時川です。下流の姉川、高時川は県の管理区間になっています。ダムの効果を発揮するこれらの場所は、建設省の直轄管理区間になっていないので、姉川、高時川の河川整備計画に丹生ダムが位置付けられるかどうか大きなポイントになります。

従って、姉川、高時川の河川整備計画については、この場で議論して頂くのがよいのか、県が事業を実施する部分もありますので、別の場で議論するのかといった問題が残っています。ですから、今後、改めて県と話し合いをしたいと思っています。

よって、河川整備計画に位置付けられなければ事業を実施できないというのは事実ですが、この場で議論になるかどうかについては、もう少し検討させていただきたいと思います。

傍聴者（びわ湖自然環境ネットワーク 寺川）

今後、この流域委員会が発足し、その中で議論され、そこで、例えば丹生ダムの必要性について、やはり必要ないということになれば、河川整備計画云々は別にして、中止になるのでしょうか。

現状では、どんどんダムの建設が進んでいる中で、せっかく流域委員会でエネルギーを使って議論しても、結局住民の声は聴いたが進むものは進むということになると、流域委員会があまり意味がないものとなるのではないかという感じがしましたので、質問しました。

河川管理者 水野

最終的に河川整備計画に位置付けられるかどうかで、実施するか、しないかが決まります。河川整備計画に対しては、学識経験者の意見を聴くことになっています。淀川水系流域委員会で議論するのは、建設省が直轄管理している区域について、学識経験者から意見を頂くことにしています。

丹生ダムの場合、先程言った丹生ダムの必要性のひとつが、高時川、姉川の治水事業になると、その河川整備計画については、県と一緒に作る部分があるので、淀川水系流域委員会の中で考えている組織で議論するかどうか、決まっていないということです。

傍聴者（びわ湖自然環境ネットワーク 寺川）

淀川水系流域委員会の中で話し合われても、その結論が直ちに、そのような河川整備計画には繋がらない、反映されないということなのではないでしょうか。それとも、河川整備計画は別途、学識経験者の話を聴いて決まるということなのではないでしょうか。

芦田議長

淀川水系流域委員会というのは、いわば範囲が決まっているわけですね。参考資料 - 2、1 ページの流域関係図の中で、建設省が直轄管理している区間の整備計画を議論するのです。

淀川水系流域は、府県が管理している河川も皆含めて淀川水系流域ですが、淀川水系流域委員会で議論しようとするのは、基本的には淀川水系流域のうち、建設省の管理区間の範囲ということですよ。

河川管理者 水野

建設省が管理している区間の 20~30 年先の工事をどうするか議論するのが淀川水系流域委員会ですので、姉川の丹生ダムはこの場で議論する範囲であるかどうか、検討させて頂きたいということですよ。

河川管理者 宮本

参考資料 - 2、1 ページの流域関係図を見てもらいますと、淀川水系の中に、細い線の川があります。例えば、安曇川とか愛知川ですが、これらの河川は滋賀県知事が管理されています。滋賀県知事が管理されている区間については、滋賀県知事が河川整備計画をつくるという役割分担になっています。ですから、この中の川を全部、淀川水系流域委員会の場で議論するわけではありません。

先程説明したのは、丹生ダムが姉川、高時川という滋賀県知事が管理している河川にあるものですから、淀川水系流域委員会で議論するのか、あるいは滋賀県知事がつくられる流域委員会で議論するのか、そこがまだ検討中ということですよ。

いずれにしても、我々がこれからやる河川整備計画は、現在行っている事業、それから、これから行う事業も含めて全部、現在の時点で検討し、必要な事業は行う、計画変更するものは計画変更する。もし必要ないものなら中止するというのを議論していく場ですよ。そういう意味からすると、仮に河川整備計画で丹生ダムが必要ないと位置付けられれば、中止することもあり得るということですよ。

傍聴者（びわ湖自然環境ネットワーク 寺川）

淀川水系流域委員会ができあがり、流域委員会でこのダムについては中止した方がよいという結論が出た場合は、河川整備計画の中に反映され、そのダム建設が中止ということになるのですか。

河川管理者 宮本

河川整備計画の原案を我々が策定し、それを流域委員会なり、あるいは住民の方々に提示するわけです。原案に対して出された色々な意見を踏まえ、大半の意見といたしますか、ひとつの合意とし

て、中止すべきだということであれば、当然、我々はそれを尊重して河川整備計画をもう一回見直すこととなりますから、その時点で、意見が反映されてくることになると思います。

傍聴者（びわ湖自然環境ネットワーク 寺川）

そこが非常に重要なところで、せっかくこの委員会をつくっても、これまでの経験から、殆どの委員会が、いわゆるお墨つきを与えるような機関になっています。

今回の流域委員会は、私はよいなと思って参加させてもらったのですが、そこで色々な話をしたが、意見を聴くだけ聴いて、結論として反映されないというのでは意味がありません。

また、先程委員会の構成で、色々なよい意見が準備会議の委員からありましたが、意見をどう集約するかが非常に重要だと思います。イエスかノーで分けると、イエスのメンバーが多ければ事業が進み、あるいはノーが多ければ中止するというやり方では、流域委員会の人選等について非常にデリケートな部分が出てきます。その辺は慎重にやって頂きたいと思います。

河川管理者 宮本

今おっしゃられたように、ややもするとこれまでの審議会や委員会では、そういう傾向があったかもしれません。しかし、そういうことでは、住民の皆様の信頼感をなくしますので、そうならないよう、今回は流域委員会をつくる前に、このような委員の先生方で流域委員会準備会議をつくり、本当に住民の方々の意見が我々河川管理者に対して、きちんと反映できるかということも含めて、その仕組みをつくっていかうとしているわけです。なおかつ、できるだけ透明性を高め、住民の皆様にはガラス張りに見えるような形でやろうと試みているつもりです。

ですから今後、常に、この流域委員会がどういう行動をとり、それを受けて、河川管理者がどう判断をするのか、厳しく見て頂きたいと思います。

傍聴者（天の川七夕星まつりの会 鳥居）

今、ご説明頂いたスタンスには賛成ですので、そのスタンスを守って頂きたいと思います。

それと、ダムの中止の話が出ましたが、中止するようなダムを初めからつくらないためにはどうしたらよいのか、考える必要があるのではないかと思います。

また、住民の中にも専門家はたくさんおられ、私の知っている人でも川を毎日眺めて、色々なデータを集めている人もいます。

それとは別に、今日お配り頂いた参考資料 - 4、4ページに掲載されている京都市伏見区在住の中学生が書いた一連の文章を是非読んで頂きたい。なかなかよいことを書いています。一般住民のスタンスはここにあると思います。アカデミックな専門家の議論も結構ですが、やはり、現場に即したものの見方で進めて頂かないと、後からまた中止をしなければいけないということになると思



います。

意見内容を端的に言えば、流域の小・中学生の意見も求めてほしいということも書いていますし、具体的な意見を出そうとしたら、その川は、誰がどう管理しているのか、どこに言えばよいのかということ具体的に要望しています。

我々も川に関して、ここに書かれているような問題が起こります。今回の会議にファクスで意見を出そうと思ったのですが、それは我々の管理している川の問題ではないからと言われるだろうと思いつけなかったわけです。今回だけ住民の意見を求めるのではなく、常々、住民の意見が出せるような、そのような場所をつくっておいて頂きたいと思います。

傍聴者（川とまちのフォーラム・京都 塚本）

寺川さんの話もよくわかりました。その都市やその地域を思う人達は、これまでの行政の不合理性に対して反対もされてきた。行政と地域住民との溝はかなり深く、なかなかそれが埋まらないこともあります。

ある意味、住民対住民の状況も同じで、色々な層があり、地域住民といって、地元地域のみで取り組んでいる方や、もう少しグローバルに取り組んでいる方、また商工業関係の方等、色々いらっしゃいます。

しかし、このような不合理性が起こり、これではだめだということを行政の方も言い、住民との関わりをもち、一緒に考えていこうという背景があるときには、住民の方も責任は重大で、そういうことも感じながら取り組んでいかねばならないと思います。自由の責任が必要です。

それから、先程の多摩川流域懇談会ですが、多摩川は30年ほど昔、洪水や氾濫が頻繁にあり、行政と住民がせめぎあいをしてきた。そしてよい関係をつくっていったという意味でパートナーシップがあります。まだまだ住民同士、あるいは行政同士の色々なやり方、ありようがあると思うのですが、関西では恐らく、これからだろうと思っています。

傍聴者（やましろ里山の会 山村）

先程、委員の方々の議論で、部会は正式でないと同様のように思いますが、これから多くの方々がたくさん参加され、ご意見を述べられる部会も、正式な形で位置付けて頂けると、市民も責任を持って参加できるのではないかと思います。

私はマラソン大会を開いているのですが、堤防がマラソンコースに最適だということでこれまで17回開催しています。それは、一般道路との交差等、安全対策に気を使わなくて運営できるからです。堤防土手のコースは優れたスポーツコースです。是非、ここの安全対策をしっかりと考えてもらい、市民が憩える場、河川管理からもスポーツにどう寄与できるかを考えてもらおうと非常にありがたいと思います。また、できるだけコンクリートでなく、地道を走れればと思っています。

高い堤防に上がって風に触れると、心が憩い、ストレスも解消します。遠くまで見渡せる素晴らしい景観が広がるがります。できる限り、山々が見えるくらいまで障害を少なくしてもらい、河川の水の面からだけではなく、堤防等も含め広範な視野を持って整備を進めてもらいたいと思います。建設省という広い立場から、河川に絞らず、このような対応がされますと非常にありがたいと思います。

また、この木津川で私たちは活動していますが、現在行って頂いている草刈りは、昔の里山管理の方法が唯一、土手の部分で残っているものです。そこには、絶滅危惧種といわれる植物がたくさん生存しています。里山の管理という立場から、建設省の土手の草刈りを非常に高く評価しています。

傍聴者（日本野鳥の会 細川）

部会のあり方について、淀川水系全体を見たときに、非常に話が大きくて具体性に欠ける部分があるので、例えば桂川、宇治川といった単位で部会を考えて頂けたらと思います。その方が、住民参加という意味で、住民の関心度がより大きくなるのではないかと思います。

その場合、住民代表を選ぶのは非常に難しいと思います。先程、住民対住民という話もありましたが、いわゆる開発推進派の人達と、やはり自然環境は守るべきだという人達の意見は対立することが多いと思います。特に、桂川等の都市の中を流れている川については、すぐに運動公園をつかってほしいという声の方が、実際には大きいと思います。

最近の建設省は非常に開放的といえますか、私たちの色々な意見を聴いて頂けるのですが、いわゆる政治的な声として、運動公園をつくれとなります。それもときには必要です。先程、淀川ネイチャークラブの方が、すみわけをすべきだとおっしゃられていましたが、そういうことも含め、住民代表をどう織り込むか、非常に難しい問題があると思います。ただ、両方を同じ数だけ入れて頂くということは大事だと思います。

傍聴者（日本野鳥の会 中村）

先程、ダム工事のことで、継続している工事については進めると云われました。建設省とは関係ないかもしれませんが、環境庁の石井長官に以前お会いしたとき、どうして諫早湾は水門を閉めなければならないのですかと聞いたら、「40年前に約束したから」とおっしゃいました。でも、40年前に約束したことを守って下さるのなら、守っていただきたいことがたくさんあるのにとおっしゃいました。

今日の意見の中にもありましたが、専門分野をつくり、現場の生の意見を聞いて検討して頂けるのだったら、現時点で、どうしてもダムが必要なのかどうか「40年前の約束だから」というような答えは返ってこないと思います。このような、現場からの意見が反映される委員会であってほしい

と願います。

河川管理者 宮本

まさに、今回の流域委員会では、そういうことを議論し、決めていきたいと思っています。ただ、この委員会がはじまったからといって、例えば、現在、用地交渉をしている、あるいは道路工事しているのを、それでは今日からは中止しますというわけにはいきませんので、現在行われている作業は継続しています。

そうすると、河川整備計画ができるまで、何をやってもよいのかとなりますと、そうではなく、例えば、現在、道路をつくっていますが、河川整備計画で決まるまでは、ダムの本体工事は行わないということで、ひとつの歯止めをかけているわけです。

これはまた、委員の先生方にもお願いしたいのですが、河川整備計画ができない間、継続して事業はやります。これは河川法違反ではありませんが、河川法の趣旨からすると、できるだけ早く、住民の方々の意見を聴いて、河川整備計画できちんと位置付けた上で、色々な整備をやっていきたいという願いがありますので、できるだけ早く成案ができるよう、我々も一生懸命汗をかきますので、よろしく願います。現場を預かる者といたしましては、日々、針のむしろに座る思いでやっております。よろしく願います。

傍聴者（日本野鳥の会 細川）

外れた議論かもしれませんが、県が行う河川に関わる工事で、問題がある工事をする場合、建設省は、これは管理区間外だから、流域委員会の対象にならないということですが、淀川水系に問題があると思われるもの、例えば水質等は、少なくともこの流域委員会で議論をして頂けないでしょうか。

県に強制するという事にはならないと思いますが、少なくとも権威ある流域委員会が、こういうことを議論したということだけでも、何らかの力があるのではないかと期待するわけです。

例えば、最近、琵琶湖に大阪オリンピックの会場云々という話があります。これは明らかに琵琶湖の水質に影響があることですが、このようなことにも、何らかのアピールができるような流域委員会であってほしいと希望しています。

芦田議長

流域委員会を対象とするダム流域は、必ず県との間で、整備計画検討委員会ができます。そこでも議論されますし、対象外の問題についてもこの流域委員会は全く無関係というわけではありません。ただ、直接議論はしにくいと思います。

お気持ちはよくわかりますが、例えば、丹生ダムの場合だと、高時川、姉川の河川整備計画をつ

くるわけです。その段階で、どうしてもそれは議論することになると思いますし、その段階で、これは止めようということであれば、止めることになると思います。従って、ここで我々が全部を引き受けますとは、ちょっと言いにくいですね。

傍聴者（京都府民 山本）

先程、参考資料 - 4、4 ページで紹介して頂きました中学生の保護者です。今日は本人が来たがっていたのですが、学校に行っており、間に合いませんでしたので、私が代理で発言させて頂きたいと思います。

伏見に住んでおり、学校の近くには、京都市管理の疎水の放水路、京都府管理の宇治川の派流等があります。家の近所を流れている東高瀬川は一級河川で国の管理となっています。

川に関して意見や苦情があるときでも、窓口がわからない。堂々巡りをしたあげく、学校の社会科の自由研究で、学校のみんなで調べたら、管理が分かれているということがやっとわかったという状況で、それは学校でも習わないし、親も聞かれてもわからないような話からはじまっています。

これからもっと川を大事に使っていくとか、治水、自然保護等を考えていく子供たちの世代に対する啓発事業は予算がかかると思います。例えば、アンケートを実施する等です。意見の全てが建設的とは限りませんし、とるに足らない意見もあると思いますが、それをくみ上げないことには、世間的、一般的な関心は高まっていかないと思います。それは、子供たちが調べ学習をした中でも感じたことです。

ボランティア活動をしよう中学生が空き缶拾いで川を歩いたりしますが、やらされているという面もあると思います。心から親しめる川、大事な川、増水するときにはとても凶暴になる川等、色々な面を知って学習させる機会も必要だと思います。

一方、子供たちも勉強して、河川を管理するバードアイも必要だと理解しています。先生方がヘリコプターで視察なさるということをホームページで見て、大きな水系の管理も必要だとわかりました。そこに住んでいる人達、川を守っていらっしゃる保護団体の方々等、そういった意見もくみ上がる仕組みがなければ、改正された河川法の第 16 条の意義が反映されないと思います。

専門家の方々で固め切ってしまうのも問題だと思います。賛成派と反対派の参加を半々にして欲しいという意見も出ていますが、専門家は、それは無理ですとか、なぜ難しいのかということ素人にわかりやすく説明することも仕事の一部分ではないかと思います。中学生たちは、そういうことも期待していると思います。

募集したけれども、わずかしき意見が上がってこないからだめだということではなく、窓口を広くとって頂くことが必要だということ、社会科の研究でまとめたようです。そのようなことをよろしくお願いしたいと思います。

芦田議長

ありがとうございます。中学生の方の貴重なご意見をお伺いして非常に参考になることが多かったわけですが、お話の通り、その地域の方にとっては、国の河川か、県の河川か、市の河川か、そのようなことはどうでもよいわけで、要するに、周りの水環境をよくしたいという思いだと思います。これから行政の方でも、十分気をつけて説明していくことが大事だと思います。

これは県の河川だから知らないということではなく、国も県も共同でやらないといけない、あるいは市も共同でやらなければならない問題が非常に多くありますので、おっしゃられる通りですね。

今のお話は、我々が今やろうとしていることで、部会についても、ご意見が出ましたように、淀川部会として広い範囲でやると、十分に地域の意見が反映できないかもしれない。宇治川もしくは桂川の単位くらいで考えるというお話もありまして、もっともだと思い、お伺いしていました。現在のところは、一応3つの部会にしておき、部会の段階でまた、意見をどう聴いていくかをもう少し細かく分けていく必要があるという気はしています。どうもありがとうございました。

それから、小・中学校、子供の方が河川に関心を持って頂くことは非常に大事なことで、環境教育等が非常に大事ではないかというご意見もございましたので、そういうことも十分配慮した流域委員会の運営をしていく必要があると思っています。

傍聴者（川とまちのフォーラム・京都 塚本）

部会について、流域の中には、都市になってきたところも結構あります。都市には色々なテーマが集約している部分があります。多摩川もそうですが、全国的に都市河川というテーマが出てくると思います。それがひとつの流域の面であると捉えれば、都市河川というテーマもあればと考えます。

芦田議長

それでは、時間がかかり経過しましたので、まとめに入らせて頂きます。

先程、会場の皆様から非常に貴重な意見をお伺いしました、委員の皆様の意見と合わせてまとめたいと思います。

先ず、全体委員会をどうするかということですが、人数としては15~20人程度で、その中には、各専門分野の他に、4人くらい住民代表、住民団体や住民団体を公募したらどうでしょうか。

従って、資料-2、4ページにたたき台として17分野を書いています。これをもう少し絞って13くらいにしたらいいと思います。選び方については、次回会議までに、委員の方々に推薦方法をお出し頂く。重複する場合もあり、調整をする必要があると思います。その他に地域住民代表として、4人枠を公募するというようにしたらどうかと思います。

寺田委員

各専門分野から選ぶという方についても、広く意見を求めたらよいと思います。この4名の委員だけで専門委員を選ぶのではなく、どういう候補者がおられるかということは、なるべく広く出して頂き、その中から選択するという方がよいと思います。地域住民の公募という部分と、色々な関係者の方、もちろん地域住民も含め、他の専門分野についても、どういう候補者がよいかという意見を求めた方がよいのではないかと思います。

芦田議長

そうですね。そういたしましょう。

川那部委員

同じことですが、違う言い方をすると、17の専門分野があり、いわば18番目で地域住民、その他というようなものがあり、その人数が、大体4人くらいというのは、それでも構わないと思います。

ここにいる4人の委員も当然、委員候補者を出すでしょうし、公募の形で候補者を募る。出てきた候補者を全部見た上で、最後に4人の委員の責任で決めるしかないと思います。そういうやり方がよいのではないのでしょうか。

芦田議長

わかりました。それでは、資料 - 2、4ページの専門分野の小分類が17となっていますが、18番目を、「その他」とし、この4人の委員からも推薦し、公募あるいは広く推薦してもらおう。それに基づき15~20人を選ぶということにしましょう。

米山委員

公募の方法は、ニュースレターに掲載し、ファクスや電子メールで、庶務に寄せて頂くことにするということですね。

芦田議長

そうですね。たくさん出てきたら、絞るのが難しいと思いますが、それは、そのとき考えないと仕方ないですね。

川那部委員

ある意味、絞るほど応募があれば喜ばないといけないことかもしれませんね。

米山委員

それを20人に絞るのが我々の仕事ですね。

芦田議長

部会の位置付けですが、部会は流域委員会に所属するというので位置付けておく必要があると思いますが、意思決定については、全体委員会で決めるということによろしいですね。

部会の構成は、現在のところ、「琵琶湖流域」「淀川全体(木津川と桂川を含めた淀川本川)」と「猪名川」という3部会ということですが、これは、先程ご意見がありましたように、桂川や宇治川といった、もう少し小さな範囲の方が住民の意見が入りやすいという面もあります。一応、現在のところ3部会にするが、議論を進める段階で、もう少し細部にわたって分けた方がよければ、そこで分けてもらうということでしょうか。

次に、部会メンバーの選び方ですが、これも全体委員会と同じように、特に部会の場合には地域住民のウェイトが大きくなると思いますが、公募するということがいかがでしょうか。

人数については、全体委員会よりは少なくなるかもしれませんが、これも、15人くらいになるかもしれませんね。各地域代表が出てくると、10~15人くらいになるかもしれないですね。

米山委員

総数で30~40、50という感じですね。

芦田議長

そうですね。それから、検討期間ですが、大体1年半くらいを目処にして、全体委員会は年4回程度、部会は年4~6回程度の開催とする。

それから、議論をするのを忘れていたのですが、資料-2、5ページの事務局についてはいかがでしょうか。今回の準備会議は河川管理者の考えもあり、事務局から手を引くという考えでスタートしていますから、それを踏襲したらどうかと思います。

川那部委員

それがいいでしょうね。

芦田議長

もちろん建設省もこの場において、あるいは流域委員会の場において意見を言ってもらいます。それから、住民意見の聴取方法ですが、これは積極的にやっていくということですね。先程も、会場から色々ご意見がありましたが、ただ意見を聴くというだけではわからないことが多いので、

積極的に説明していくことも含めて、あらゆる可能な方法をとる。アンケートをするかどうかは、ここでは決めにくい面もありますが、原則的なことだけ決めておきましょうか。

米山委員

例えば、これもひとつのアイデアですが、中学校にアンケートを出し、川をどう管理しているかという状況を周知、つまり、啓発する情報を入れておく。例えば、この区間を管理しているのは国で、この区間を管理しているのは都道府県ですというような情報です。そして、周知度等を問うことからはじめ、率直な意見を書いてください等というような形式が考えられます。中学校単位くらいで、大綱をかけてみるというのもひとつの方法ではないかと思います。

芦田議長

それは非常によいことだと思います。

米山委員

こちらの情報提供という意味もあると思います。こういうことをはじめますというアナウンスでもあるわけです。私たちが対象としている猪名川流域は、この地域のことで、淀川流域はこの範囲ですと周知徹底させるためには、中学生くらいに覚えてもらうのが一番手っ取り早いと思います。

極端に言えば、今まではお役所仕事でしたが、それを逆に、この機会を利用して、情報を発信すると同時にギブ・アンド・テイクで情報を積極的に頂くという形にし、あなたの学校の近所の川ではどういう問題がありますか等、そのような質問でもよいと思います。

芦田議長

非常に貴重なご意見だと思います。それについては、流域委員会で、もっと大勢のメンバーを加え、もう一回議論することにしたらどうかと思います。

米山委員

そうですね。これは準備会議の話ではありませんから。

芦田議長

アンケートの件については、一応、話題としてあったということ、記録しておき、その他もたくさんあると思いますので、意見聴取については、積極的に取り組んでいくということで、どうでしょうか。



米山委員

ヒアリングに関しては、NGO、NPOの皆さんのご協力が必要だと思えます。積極的にデータを集めて頂いて、このような状況ですと訴えて頂くのが、一番、委員会を活性化させるエネルギー源になると思えます。

川那部委員

最初に寺田委員がおっしゃった懇談会の問題は、ヒアリングだけではなく、積極的に意見を聴くということが本格的にできればむしろ要らないかもしれませんが、そういうところまで到達するのは難しいと思えます。ある段階では、懇談会は別個に必要であるということもあり得るかもしれませんが、流域委員会で考えてみる必要があると思えます。

多摩川では、色々な問題点ももちろんあるかもしれませんが、よい面もきっとあるだろうと思えます。その辺りについても少し調べてみたらよいと思えます。

芦田議長

庶務では、今、具体的に出た例を一例としてメモをしておいて頂きたい。その他、全般的にもっと他の方法もあると思えますが、そういうことについては、流域委員会の新しいメンバーを加えて改めて議論するというにしたいと思えます。

次回会議でメンバーを決めるのですが、次回会議に具体的な流域委員会のメンバーの人選を、あるいは部会の人選を行うということによろしいでしょうか。

川那部委員

すると、公募の締め切りを考えておかねばなりませんね。会議当日に我々がはじめて見ても困りますから。

具体的には、色々な名前が相互に出てきたとき、私は知らない方が大勢いるに違いないので、非公式ですが、個人的に詳しく聞くこともあり得るかもしれません。そうすると、前日というのでは困ります。しばらく時間が欲しいのですが。

芦田議長

19日に第3回準備会議がありますが、庶務の方で、それよりも1週間くらい前までに公募できますか。

三菱総研 恩地

来週初め、10月2日にでも公募をはじめるとは可能です。

米山委員

今日の記者説明でアナウンスし、それで、例えば10月10日を締め切りとする。19日まで時間がないのでとても大変ですね。

三菱総研 恩地

10月10日で一応公募を締め切り、なおかつ委員の先生方の推薦等、他の方の推薦も含め、10月10日までに全部集約し、委員の先生方にお出しする。プライバシーの問題もありますので、その辺の取り扱いはちょっと考えないといけないと思います。

芦田議長

名前は公表しないということですね。最終的には、本人の了解をとって公表したいと思います。

三菱総研 恩地

少し多めに候補を挙げて頂いて、その後に了解をとっていくのがよいと考えます。

今日会場に来て頂いた方も、周りの方にぜひ応募して頂くよう、声をかけて頂きたいです。

芦田議長

新聞にも公募のお知らせを出して頂きたいですね。

川那部委員

当然ながら、例えば、私が推薦するとしても、その段階では本人の了解は全く得ておらず、推薦するだけの話ですから、後で断られることは十分あり得るということを考えておかないと大変ですね。

米山委員

それから、今日ご出席頂いた方も、他人を推薦するだけでなく、自薦して頂いても結構かと思えます。

三菱総研 恩地

細かいことですが、資料 - 1、4ページの委員の居住地を限定するかどうかについては、しないということによろしいでしょうか。

川那部委員

近い方が重要だとは思いますが、最初からこの範囲を設けてしまうのはよくないと思います。

芦田議長

会場の傍聴者の方々からは貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。これで第2回準備会議を終わりたいと思います。

三菱総研 恩地

冒頭で申し上げましたように、この後 17:30 より記者説明を行います。その際、一般の傍聴も可能ですので、お時間のある方は傍聴ください。本日は、どうもありがとうございました。

以上